同窓会会則

第1章　総則

（名称）

1. この会は大島商船高専同窓会（以下、「本会」）という。

（本部及び支部）

1. 本会の本部は、大島商船高等専門学校（以下、「学校」）内に置く。
2. 本部の外に大島・柳井、北海道、京浜、中京、阪神、岩国・広島、周南、山陰、関門、鹿児島、大分、山口・宇部、博多、長崎に支部を置く。
3. 必要に応じ、理事会の議決を経て、支部の改廃ができる。
4. この支部は何々小松会という。

第2章　目的及び事業

（目的）

1. 本会は、会員相互の連絡並びに親睦を図ると共に学校及び、準会員を後援し海事及び工業技術の発達に資することを目的とする。

（事業）

1. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. 会員の相互扶助及び連絡強化。
3. 海事及び工業に関する学術、教育その他の研究。
4. 会誌、会員名簿の発行及び、海事・工業技術に関する図書の出版。
5. 学校及び、準会員の援助
6. その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

第3章　会員

（会員の資格）

1. 本会の会員は、次の通りとする。
2. 正会員
	1. 大島商船学校卒業者。
	2. 大島商船高等学校卒業者。
	3. 大島商船高等専門学校卒業者。
	4. 鹿児島商船学校卒業者で、理事会の承認を得た者。
	5. 上記イからニの中退者又は修了者で、理事会の承認を得た者。
3. 準会員

準会員は入会金を納めた在学中の学生

1. 特別会員
2. 大島商船高等専門学校の現職教員及び、職員。
3. 第（1）号イからニに掲げた学校の教員経験者。
4. 本会並びに学校に功績ありと認められ、理事会の承認を得た者。

（入会）

1. 正会員及び、準会員になろうとする者は、入会申込書に内規に定める入会金を添え会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

1. 正会員及び、準会員は、内規に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

1. 会員は、退会しようとするとき、会長に届け出なければならない。
2. 会員が、死亡または会員たる資格を喪失したときは、退会した者とみなす。

（除名及び権利・資格の喪失）

1. 会員で、本会の名誉を汚したり、信用を失うような行為があったときは、理事会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。
2. 退会又は除名された会員は会員としての一切の権利を失う。
3. 準会員で退学した者は、会員の資格を失う。

（拠出金品の不返還）

1. 退会者、又は除名された会員の既に納入された入会金、会費、その他本会の資産に対しては何等請求はできない。但し、準会員の既納の入会金についてはこの限りではない。

第4章　役員等

（役員）

1. 本会に、次の役員を置く。
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 顧問 若干名
5. 理事 50名以上
6. 事務局長 1名
7. 校内理事 若干名
8. 監事 3名

（役員の選任）

1. 役員の選任は次の通りとする。
2. 会長は、正会員の中から理事会が推薦し、総会において選任する。
3. 副会長は、理事の中から互選し、会長がこれを委嘱する。
4. 顧問は、理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
5. 理事は、正会員の中から総会において選任し、会長が委嘱する。
6. 事務局長は、校内理事の中から会長が委嘱する。
7. 校内理事は、学校の教職員の中から会長が委嘱する。
8. 監事は、総会において選任する。
9. 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を選任できる。

（役員の職務）

1. 役員の職務は次の通りとする。
2. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。但し、重要な事柄は理事会又は総会の議決を経なければならない。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長不在又は事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
4. 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。
5. 理事並びに校内理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
6. 事務局長は、本会の事務を処理する。総会において、毎年度の収支決算、財産目録、会員の状況、その他の会務を報告する。
7. 監事は、次の職務を行う。
8. 本会の資産および業務遂行の状況を監査する。
9. 資産の状況又は業務遂行につき、不正・不備のあることを発見した時は、これを総会に報告する。
10. 前号の報告のため、総会の開催を請求することができる。

（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員の再任は妨げない。
3. 役員は、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員の解任）

1. 役員に役員としてふさわしくない行為があった時又は心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められる時は、総会の議決により解任することができる。

（事務局）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に、事務局長と若干名の事務局員を置く。
3. 事務局員は、正会員の中から、事務局長が委嘱する。
4. 事務局は、会務に必要な次の事務を行う。
	* + 1. 庶務に関すること
			2. 会計に関すること
			3. 広報に関すること
			4. 事務局は会務に必要な事務を行なうにあたり、大島・柳井支部と相互支援体制をとる。
			5. その他必要と認められること。

第5章　会議

（種別）

1. 会議は、総会及び理事会とし、それぞれ定期と臨時とする。

（構成）

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、役員をもって構成する。

（機能）

1. 総会は、次の事項を承認する。
	* 1. 事業計画の決定及び収支予算。
		2. 事業報告の承認及び収支決算。
		3. その他本会の運営に関する重要な事項。
2. 理事会は、次の事項を議決する。
3. 総会で議決した事項の執行に関する事項。
4. 総会に付議すべき事項。
5. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（開催）

1. 定期総会は10月第1週目の金曜日に開催する。但し、この日に開催できない場合は、事務局にて調整の上、開催日を通知し開催する。
2. 臨時総会は、次の場合に開催する。
3. 会長又は理事会が、必要と認めたとき。
4. 正会員の10分の1以上の者より、会議の目的を示して、請求があったとき。
5. 監事より、第13条第1項第6号に従った要求があった時。
6. 定期理事会は、毎年1回総会の前に開催する。
7. 臨時理事会は、次の場合に開催する。
8. 会長が、必要と認めたとき。
9. 理事の3分の1以上から、会議の目的を示して、請求があったとき。

（召集）

1. 会議は、会長が召集する。
2. 会議を招集するには、会議の目的たる事項、その内容、日時、場所を示して、開会の日の14日前までに、文書をもって通知しなければならない。

（議長）

1. 会長は、会議の議長となる。但し、第13条第1項第6号により総会を開く場合は監事が議長となる。

（定足数）

1. 総会は、正会員100名以上（委任状を含む）をもって構成する。
2. 理事会は、役員3分の1以上（委任状を含む）をもって構成する。

（議決）

1. 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決める。但し、可否同数の時は、議長がこれを決める。
2. 理事会の議決は、出席役員の過半数でこれを決める。但し、可否同数の時は、議長がこれを決める。
3. 緊急を要する場合、会長は副会長及び顧問と協議の上、これを処理することができる。但し、この場合は、事後遅滞なく理事会又は総会を招集して、その承認を得なければならない。

（議事概要）

1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事概要を作成、保存し、公開する。
2. 会議の目的、日時及び場所。
3. 総会においては、出席役員数及び氏名。
4. 理事会においては、出席役員数及び氏名。
5. 議決事項。
6. 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨。

第6章　資産及び会計

（資産構成）

1. 本会の会計は、一般会計と特別会計に分け、一般会計は入会金、年会費、終身会費、寄付金、預金利子及びその他の収入を、特別会計は基金を資産として構成する。

（資産の管理）

1. 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

（経費の支弁）

1. 本会の経費は、一般会計から支弁する。

（予算）

1. 本会の収支予算は、理事会の議決により定め、総会の承認を得なければならない。
2. 予算が成立するまでの間は、前年度予算の範囲内で執行することができる。

（決算）

1. 本会の収支決算は、監事の監査を経て、総会で承認を得なければならない。

（特別会計）

1. 一般会計に不足を生じたときは、総会の議決を経て、特別会計の一部を一般会計に繰り入れることができる。

（事業年度及び会計年度）

1. 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章　会則の変更及び内規

（会則の変更）

1. 会則の変更は、総会で出席者3分の2以上の賛成がなければ、議決することができない。

（内規）

1. 本会の会務の処理に必要な内規は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

（慶弔）

1. 会員の慶弔については、内規の定めるところによる。

（感謝状）

1. 会員又は会員以外の、本会又は学校への多大な貢献や功労に対し感謝状を贈呈する。候補者選考は内規の定めるところによる。

付則

1. 本会則は昭和42年10月1日から実施する。
2. 本会則は昭和49年10月1日から実施する。
3. 本会則は昭和61年10月1日から実施する。
4. 本会則は昭和62年10月1日から実施する。
5. 本会則は平成3年10月1日から実施する。
6. 本会則は平成4年10月1日から実施する。
7. 本会則は平成7年9月29日から実施する。
8. 本会則は平成9年10月1日から実施する。
9. 本会則は平成10年10月1日から実施する。
10. 本会則は平成21年10月1日から実施する。
11. 本会則は平成26年10月1日から実施する。

内規

（第4条（4）の事業に関する内規）

事業（学校及び準会員への援助）は、次の条件に基づいて行う事ができる。

1. 教育・文化・スポーツ等で対外的に著しく功績があると認められた場合に対する援助。
2. 教育・文化・スポーツ等で経費が必要であると認められた場合に対する援助。
3. 事業1件につき10万円以下とし、校内理事会で事業案を作成する。
4. 上記の条件に当てはまらない場合は、総会の議決を経て事業を行う。
5. 内規により行われた事業については、会長が執行し、総会で報告・承認を得なければならない。

（第6条、第7条の入会金、年会費及び終身会員の納入に関する内規）

1. 入会金………入会金は2万円とする。
2. 年会費………年会費は2千円とする。
3. 終身会費………満年齢65歳以上の正会員が年会費10年分を前納したときは、以後年会費の納入を要しない。
4. 入会金及び年会費は、必要ならば理事会の議決を経て改訂することができる。
5. 正会員及び準会員は、入会時に入会金2万円を納めることとする。但し、次に該当する者は、この限りではない。
6. 入会金の納入が一時的に困難な者は、分割して納入することができる。
7. 本校第4学年に編入する学生は入会金8,000円を納めて準会員となる。
8. 本校本科卒業生以外で専攻科に入学する者は入学時に入会金8,000円を納めて正会員となる。
9. 正会員は、5年分の年会費を一括で納めることとする。
10. 年会費の納入時期、納入方法については、会誌によって通知する。
11. 5年間の会費を一括して納めた正会員に対して、会員名簿を無償で送付する。
12. 終身会費
13. 満年齢65歳以上の正会員は、終身会費を納めることができる。
14. 終身会費を一括して納めた正会員に対して、発行の都度、会員名簿を無償で送付する。

（第35条の慶弔に関する内規）

1. 一般会員においては、連絡があれば、慶弔打電する。
2. 役員（元・現共）においては、連絡があれば、慶弔打電し弔意の花輪一対を供える。

（第36条の感謝状に関する内規）

1. 会長が若干名の委員を委嘱し、選考委員会を設置する。
2. 選考委員会において、候補者を選考し、理事会の承認を得る。
3. 選考は次の条件に基づいて行う。
4. 会長経験者。
5. 会員で、本会又は学校へ多大な貢献や功労のあった者。
6. 会員以外で、本会又は学校へ多大な貢献や功労のあった者。